

警視庁告示第 3028 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による
意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 14 日

警視総監 筒井 洋 樹

記

1 意見の聴取の期日

令和 8 年 7 月 22 日 午前 9 時 30 分 開始

2 意見の聴取の場所

千代田区霞が関二丁目1番1号

警視庁本部 意見の聴取会場

警視庁告示第 3029 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による
意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 14 日

警視総監 筒井 洋 樹

記

1 意見の聴取の期日

令和 8 年 7 月 22 日 午後 1 時 30 分 開始

2 意見の聴取の場所

千代田区霞が関二丁目1番1号

警視庁本部 意見の聴取会場

警視庁告示第 3030 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による
聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 14 日

警視総監 筒井 洋 樹

記

1 聴聞の期日

令和 8 年 7 月 22 日 午前 9 時 30 分 開始

2 聴聞の場所

千代田区霞が関二丁目1番1号

警視庁本部 聴聞会場